

長崎県手をつなぐ育成会の歩み

県育成会は 1959 年（昭和 34 年）11 月結成 55 年歩んできました。ここでは、平成以降の足跡を掲載しました。昭和の時代の足跡を閲覧されたい方は、事務局までお問い合わせ下さい。

年	国・全日本育成会		県・県育成会	
1989 年 (平成元年)	4 月 10 月	「精神薄弱者地域生活援助事業」制度 -グループホーム発足 100 か所 第 38 回全国大会（金沢市） 障害者本人部会を設ける	3 月 4 月 7 月	有家町育成会結成 職業相談員交流研修会 「つくし作業所」開設（諫早市育成会） 「長崎市あじさい学級」開設 第 18 回長崎県大会（平戸市）
1990 年 (平成 2 年)	6 月 8 月 12 月	精神薄弱者に対する旅客運賃割引制度適用を求める全国 200 万人署名運動開始 第 39 回全国大会（札幌市） 精神薄弱者福祉制度 30 周年 心身障害児基本法 20 周年	3 月 3 月 4 月 11 月 12 月	精神薄弱者運賃割引制度誓願書県議会に提出 精神薄弱者運賃割引制度誓願について厚生委員会出席 「西海もくせい園」開設 精神薄弱者運賃割引制度署名運動終了（署名総数 64,893 名） 小規模作業所連絡協議会結成
1991 年 (平成 3 年)	4 月 5 月 8 月 10 月	在宅精神薄弱者（単独型）デイサービスセンター創設 精神薄弱者に対する旅客運賃割引制度適用を求める請願が国会で採択される ★運輸省「JR 等運賃割引の精神薄弱者への適応を決定」12 月施行 創立 40 周年記念全国大会（東京都）	4 月 8 月 9 月	南串山町育成会結成 「大島町福祉作業所つばきの家」開設 第 31 回九州地区育成会大会福岡大会 第 19 回長崎県大会（長崎市）
1992 年 (平成 4 年)	3 月 11 月	第 1 回育成会小規模作業所全国協議会開催 厚生省「精神薄弱者サービス事業」開始 第 41 回全国大会（大阪市）	8 月	第 32 回九州地区育成会大会宮崎大会
1993 年 (平成 5 年)	3 月 4 月 5 月 9 月 10 月 12 月	★アジア太平洋障害者の十年始まる 障害者対策推進本部「障害者施策に関する新長期計画」発表 労働省「障害者雇用対策基本方針」を告示 「障害者対策に関する新長期計画」発表（総理府） 第 42 回全国大会（仙台市） 第 1 回アジア太平洋障害者十年国際会議（沖縄県） 「心身障害者対策基本法」が ★「障害者基本法」 に改正される	3 月 3 月 4 月 4 月 6 月 8 月 11 月	役員研修会 「富江町桑の実作業所」開設 社会活動総合推進事業として「専門相談事業」「ボランティア促進事業（6 地域）」「リクレーション教室事業（9 地区）」で実施（4 事業は、これ以降毎年開催） 「有川町福祉ほたる作業所」開設 第 5 代会長 島源治氏就任 第 33 回九州地区育成会大会鹿児島大会 第 20 回長崎県大会（島原市）
1994 年 (平成 6 年)	1 月 4 月 4 月 10 月 11 月	全日本育成会では「精神薄弱者」という表現を避けることを発表 「児童の権利に関する条約」批准 厚生省「在宅精神薄弱者の重介護型デイサービスセンター」開始 有料道路通行料の割引措置実施 ★「新ゴールドプラン」策定	5 月 11 月 12 月	平成 5 年度より療育相談事業・相談員研修事業を併催し「地域福祉推進会議」として実施（6 地区で開催） 第 16 回ゆうあいスポーツ大会（大村市自衛隊 雨天中止）本大会から「ゆうあいスポーツ大会」に名称を変更 第 34 回九州地区育成会大会沖縄大会 第 43 回全国大会（徳島市）
1995 年 (平成 7 年)	4 月 5 月 10 月 11 月	厚生省「在宅精神薄弱者の小規模型デイサービスセンター」開始 総理府「市町村障害者計画」指針策定 新しい会名「社会福祉法人手をつなぐ育成会」 厚生大臣より認可される 第 44 回全国大会（別府市）	10 月 11 月 11 月	阪神淡路大震災義援金 88 万円を被災地へ 第 21 回長崎県大会（大村市） 県央地区養護学校高等部設置署名活動 県央地区養護学校高等部設置署名 83,000 名分を県議会へ請願

		障害者プラン「ノーマライゼーション7か年戦略」発表		
1996年 (平成8年)	1月 4月 9月	心身障害者扶養共済の掛金値上 精神薄弱者地域生活援助事業(グルーブホーム) 加算単価創設(重度者一人月額63,200円) 創立45周年記念全国大会(埼玉川口市)	7月 8月	長崎県の認可を得、「社団法人長崎県手をつなぐ育成会」に改名変更(7月5日) 第36回九州地区育成会大会(小浜町雲仙)
1997年 (平成9年)	4月 4月 8月 9月 11月	「育成会21世紀プラン・インクルージョン戦略」の周知と実現運動の推進 国際知的障害者スポーツ連盟の活動への参加協力 精神薄弱者を含む障害者雇用率の設定(1.6%→1.8%)を内容とする「障害者雇用促進に関する法律改正…平成10年7月から施行」 国際育成会連盟活動への参加協力…第12回世界会議への参加(オランダ) アジア太平洋障害者の十年の活動の参加協力(韓国) 第46回全国大会(岡山市)	3月 4月 8月	知的障害者施設内の不祥事に関する要望書提出(県福祉保健部長へ) 長崎県立久原養護学校に高等部発足 小規模作業所運営に関する要綱(長崎県)変更 長崎県障害者地域活動助成事業補助金交付要綱及び同実施要綱を制定(県単500万円) 「知的障害がある方の実態調査」ほか2件実施 要望書提出(県福祉保健部長へ)
1998年 (平成10年)	9月	NPO法成立 第47回全国大会(岐阜県下呂市)	2月 8月 8月	「長崎市第5あじさい作業所」開設 平成10年度から「障害者の明るいくらし促進事業」(旧社会活動総合推進事業)として次ぎの事業を実施「障害者110番事業」「リクレーション教室開催事業」「ボランティア活動支援事業」 第22回長崎県大会 第38回九州地区育成会大会(佐賀県嬉野)
1999年 (平成11年)	4月 4月 7月	「精神薄弱」の用語が「知的障害」に改正 「障害者110番」開設 第48回全国大会(札幌市)	3月 3月 4月 9月 12月	「障害者密度に関する一考察」を発行、報道機関・行政機関に配布-県別人口比例補助金に物申す「障害者社会参加促進事業」- 「障害者の明るいくらし促進事業」として「障害者110番事業」「リクレーション教室開催事業」「障害者ピアカウンセリング事業」を行う 第39回九州地区育成会大会(北九州市) 社団法人長崎県手をつなぐ育成会40周年記念誌発行
2000年 (平成12年)	4月 4月 11月	★民法改正による成年後見制度開始 ★介護保険制度開始 ★知的障害者福祉法改正 第49回全国大会(奈良市)	8月 8月	第23回長崎県大会(佐世保市) 第40回九州地区育成会大会(宮崎市)
2001年 (平成13年)	10月 11月	第1回全国障害者スポーツ大会(仙台市) (ゆうあいピックは身体障害者スポーツ大会と統合し、全国障害者スポーツ大会となる) 第50回全国大会(東京都)	4月 8月 11月	「小規模作業所たらみ」開所 第41回九州地区育成会大会(福岡市) 地域職業自立支援セミナー(宮崎市)
2002年 (平成14年)	9月 11月	第51回全国大会(青森市) 第2回全国障害者スポーツ大会(高知市)	8月	第24回長崎県大会(松浦市) 第42回九州地区育成会大会(鹿児島市)
2003年 (平成15年)	4月 5月 11月 11月	★支援費制度施行 個人情報保護法成立 第52回全国大会(高松市) 第3回全国障害者スポーツ大会(静岡県袋井)	1月	「新障害者プラン策定について」県福祉保健部長へ要望書提出(策定にあたって、当事者の意見を十分に聴取。グルーブホームの公営住宅利用について)

		市)	3月	市町村営住宅の知的障害者地域生活支援事業（知的障害者グループホーム）への活用について県福祉保健長・県土木部長連名で、市町村長に依頼書
			7月	第43回九州地区育成会大会（大分市）
			8月	第6代会長 小島龍一郎氏就任
2004年 (平成16年)	10月 1月 11月 11月	年金制度改正 第53回全国大会（那覇市） 支援費制度破綻 第4回全国障害者スポーツ大会（熊谷市） ★「グランドデザイン案」が示される	3月	障害者施策に関する意見を聴く会（県障害福祉課）
			4月	県知事へ「小規模作業所の明日をひらく」要望書提出
			6月	定期総会にて「定款一部改訂」
			8月	第25回長崎県大会（島原市）
			11月	第44回九州地区育成会大会（那覇市）全国大会と併催
2005年 (平成17年)	1月 11月 11月 11月 11月	障害者地域生活支援システム確立全国緊急集会（東京都日比谷） 第54回全国大会（広島市） 障害者自立支援法成立 改正介護保険法成立 第5回全国障害者スポーツ大会（岡山市）	3月	障害者施策に関する本人の意見を聴く会
			9月	第45回九州地区育成会大会（福岡市）
2006年 (平成18年)	4月 5月 10月 10月 11月	★障害者自立支援法施行 三障害の福祉サービスを「一元化」し福祉の連携による「就労支援の強化」選択肢を増やし地域の社会資源を活用するための「規制緩和」サービス利用料に応じた「公平な負担」が求められる 4月一部施行 10月本格施行 障害程度区分に関する請願署名運動開始 「知的障害者の福祉サービスの確保を求める緊急集会」 障害者程度区分に関する請願書提出集会（東京日比谷大音楽堂） 「小規模通所授産施設・小規模作業所」新体制へ移行 障害者自立支援法施行により、小規模作業所も法人格を取得し、福祉サービスを受ける 第6回全国障害者スポーツ大会（兵庫県） 第55回全国大会（千葉県幕張市）	8月	第46回九州地区育成会大会（長崎市） （第26回長崎県大会との併催）
2007年 (平成19年)	4月 10月	★学校教育法の一部改正（特別支援教育） 第7回全国障害者スポーツ大会（秋田県）	1月	映画「筆子・その愛～天使のピアノ～」試写会（シーハット大村）
			2月	権利擁護システム研究プロジェクト「報告・説明会」九州ブロック会議（長崎市）
			3月	雲仙愛隣牧場・コロニー雲仙更生寮閉園
			9月	第47回九州地区育成会大会（佐賀市）
			11月	全国障害者・文化ながさき大会
2008年 (平成20年)	5月	2006年末に国連総会で採択された『障害者の権利条約』が発効。今までに日本国を含む128ヶ国が署名し、そのうち25ヶ国が批准している。	8月	第48回九州地区育成会大会（熊本市）
			8月	第27回県手をつなぐ育成会大村大会

	9月 10月	第57回全国大会（札幌市） 第8回全国障害者スポーツ大会（大分県）		
2009年 （平成21年）	7月 10月 11月	家族支援プロジェクト ファシリテーター養成講座始まる 第9回全国障害者スポーツ大会（新潟市） 第58回全国大会（滋賀県大津市）	4月 8月	第7代会長 甲田裕氏就任 第49回九州地区育成会大会（北九州市）
2010年 （平成22年）	7月 10月 10月	家族支援プロジェクト ファシリテーター養成講座 第10回全国障害者スポーツ大会（千葉県） 第59回全国大会（福島県郡山市）	8月	第50回九州地区育成会大会（宮崎市）
2011年 （平成23年）	10月 11月	第11回全国障害者スポーツ大会（山口県） 第60回全国大会（東京都）	8月	県手をつなぐ育成会50周年記念大会（諫早） 第51回九州地区育成会大会（福岡市）
2012年 （平成24年）	10月 10月 10月	障害者虐待防止法施行 第12回全国障害者スポーツ大会（岐阜県） 第61回全国大会（高知大会）	8月	第29回県手をつなぐ育成会五島大会 第52回九州地区育成会大会（鹿児島市）
2013年 （平成25年）	4月 10月 11月	障害者総合支援法施行 第13回全国障害者スポーツ大会（東京都） 第62回全国大会（別府大会）	8月	第53回九州地区育成会大会（全国大会と兼催）
2014年 （平成26年）	4月 9月 11月	社会福祉法人「全日本手をつなぐ育成会」は、社会福祉法人格を返上 任意団体「全国手をつなぐ育成会連合会」が発足 第1回全国手をつなぐ育成会連合会島根大会 第14回全国障害者スポーツ大会（長崎県）	4月 8月 8月	「障害がある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」全面施行 第30回県手をつなぐ育成会佐世保大会 第54回九州地区育成会大会（沖縄宜野湾市）

解 説

- ★ **JR 等運賃割引**：第1種・第2種知的障害者（療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載）の者に介護者が同行する場合、本人と介護者1人各々50%割引。上記の者が単独で片道101km以上乗車する場合本人のみ50%割引。
- ★ **アジア太平洋障害者の十年**：国連・アジア太平洋経済社会委員会による障害者運動、障害者の状況改善に関する進歩にばらつきがあり、特に途上国、後発開発途上国に対しての認識から「障害者に関する世界行動計画」の目標・完全参加と平等の達成に影響する問題を解決するため、域内協力を強化した運動。
- ★ **障害者基本法**：（知的）障害者施策全般の基本的事項を定めた法律（自立と社会参加を促進する医療・教育・年金・雇用・生活環境）
- ★ **ゴールドプラン**：保険・福祉の分野で事項別の目標数値を考え必要性を分かりやすいかたちで公表したもの。
- ★ **成年後見制度**：判断能力が不十分であるために、取引行為のように高度な判断を要する行為について意思決定が困難な者について、判断力を補い保護支援する制度。自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の理念のもと構築
- ★ **介護保険制度**：要介護状態となった者が尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的とした法律
- ★ **知的障害者福祉法**：知的障害者の自立と社会活動への参加を促進するため、知的障害者を援助し、必要な保護を行い、知的障害者の福祉を図る。
- ★ **支援費制度**：障害者自らサービスを提供する事業者や施設を選び契約を結んでサービスを利用、区分に応じた「支援費」が支給された。
- ★ **グランドデザイン案**：障害保健福祉の総合化、身体・知的・精神障害の種別ごとに対応してきた障害者福祉を市町村を中心に一元的に整備し、身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり。自立支援システムへの転換、就労を含めその人らしく自立して地域で暮らし地域社会に貢献できる仕組みづくり、制度の持続可能性の確保。
- ★ **障害者自立支援法**：障害者がその能力と適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むため、障害福祉サービスにかかる給付等の支援を行い、その福祉の増進を図る。障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

平成15年、障害福祉サービスは、行政がサービスを決定する「措置制度」から障害者の自己決定を尊重し、自らサービ

スを選択決定し、事業者と対等な立場のもと契約を結ぶ利用者契約制度「支援費制度」が導入、これにより地域生活支援は大きく前進したが、市町村によってサービス提供に地域格差が生じた。また、障害種別によっても格差が生じ、在宅サービスを中心にサービス量が拡大、毎年予算に不足が生じ、財源確保等さまざまな課題から、支援費制度の理念を継承しつつ自立支援法に移行した。

★ 特別支援教育：一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行い一層の充実を図る観点からシステムを制度化

★ 映画「筆子・その愛～天使のピアノ」

国立市に所在する日本で最初の知的障害者福祉施設「滝乃川学園」は、まだ“福祉”という言葉すらなく、法整備はもちろんのこと、社会的弱者に対する公的な援助も十分に得られなかった時代に、一人の青年によって創立されました。後に“日本の知的障害者教育福祉の父”と呼ばれる石井亮一です。

亮一の妻である石井筆子は、かつて“鹿鳴館の華”と呼ばれた女性で、長崎の大村に生まれ、若き日にフランス留学を果たし、日本女性代表として津田梅子と共にアメリカにも渡っています。

石井夫妻は生涯を知的障害児の教育と福祉に捧げ、現在もなおその精神を受け継ぐ人々によって、滝乃川学園は歩みを続けています。